

令和4年土幌町議会第1回定例会議事録

1 議事日程 令和4年3月8日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 清水 秀雄 議員

生理の貧困根絶について

2 伊藤 健蔵 議員

町職員の自主研修制度の実績状況と成果について

3 大西 米明 議員

教育現場における新型コロナウイルス感染症への対応について

日程番号3 議案第13号 令和4年度土幌町一般会計予算

議案第14号 令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第16号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計予算

議案第18号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計予算

議案第19号 令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計予算

議案第20号 令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員(12名)

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

教育長	土屋 仁志	代表監査委員	佐藤 宣光
-----	-------	--------	-------

5 町長の委任を受けて出席した者

総務企画課長	亀野 倫生	会計管理者	上野 清子
町民課長	藤内 和三	保健福祉課長	藤村 延
健康介護担当課長	三島 裕子	産業振興課長	西野 孝典
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
----	------	------	-------

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 若原 裕

8 職務のため出席した者

事務局長 佐藤 慶岩 総務係長 猪狩 賢明

議事録 令和4年3月8日

会議の経過

(午前10時00分)

	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
1		<p><b>日程第1、会議録署名議員の指名</b>を行います。</p>
		<p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大西米明議員及び5番、伊藤健蔵議員を指名します。</p>
2		<p><b>日程第2、一般質問</b>を行います。</p>
		<p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、清水秀雄議員。</p>
	清水議員	<p>私は、生理の貧困根絶について、土幌町長職務代理者総務企画課長にお伺いをいたします。</p>
		<p>女性は、生涯で平均して35年ないし40年、生理と共に過ごす期間があると言われております。その間、生理用品の購入に60万円の支出になるとの試算もあります。新型コロナの影響で収入が減少し、生理用品の購入に困難を来している女性たちの存在が明らかになり、注目を集めています。自治体として経済的な面のみならず、女性全体に関わる不平等から住民生活を守るために、生理用品の無償配布を行ってはと考えますが、以下の点について伺います。</p> <p>1つ、トイレに、トイレットペーパーがあるように生理用品も設置すること。2つ、自治体の窓口で生理用品の無償配布を行うこと。3つ目、公共施設に無償で使える生理用品を設置すること。4つ目、小中学校、高等学校、教育施設等に返却不要な無償で自由に使える生理用品を配布すること等々について伺います。</p>
	秋間議長	<p>答弁を求めます。町長職務代理者総務企画課長、登壇願います。</p>
	亀野	<p>清水議員のご質問にお答えをいたします。</p>
	町長職務代理者	<p>我が国では、これまで生理には触れてはいけない風潮が強く、オープンに語られてこなかったこれまでの文化の中で、近年ではSRHR、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスアンドライツという言葉が知られるようになり、これまで語られることが少なかった生理について政治の世界でも政策課題として取り組む動きがあり、社会の意識が</p>

変わりつつあります。このような中、女性が社会で活躍する男女共同参画を目指す上で切り離すことができない課題だと男性側も認識する必要があると考えております。

生理用品を巡っては、格差と貧困の拡大に昨今の新型コロナによる影響が加わって、経済的な理由で女性が生理用品を十分買えない問題が表面化し、全国的な社会問題になっていると認識しております。さらに、この問題には経済的な理由のほか、DV、保護者から必要な生理用品を買い与えてもらえないネグレクト、父子家庭での父親の理解がないなど、別の背景がございます。昨年7月に実施した内閣府男女共同参画局の調査によりますと、生理の貧困に関わる取組については全国581の地方公共団体が何らかの検討も含め、対策を行っているとの結果が公表されております。都道府県別の取り組みを見ますと、広島県79%、東京都76%、神奈川県74%に対し、北海道においては僅か4%と他の都府県と比較すると非常に遅れている現状であります。

つきましては、清水議員のご意見も踏まえ、先行する自治体の事例も参考にしつつ、町としては単に生理用品の配布や設置を行うだけでなく、これをきっかけに、支援にたどり着けない女性たちには相談により不安や悩みを聞き取り、必要とする支援を受けられる窓口につなぐ体制づくりが必要ではないかと考えております。ご質問のありました無償配布につきましては、これらを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま答弁をいただきました。無償配布について検討してまいりたいという答弁をいただきましたので、ぜひそれについて前向きで即座に執行できるような方向で検討していただきたいと思いますが、若干それらについてさらに深めていきたいと思っております。

昨今生理の貧困という言葉が広がっています。私は、それ自身ジェンダー平等の観点から見ていかなければならないだろうと思っております。生理用品がなければ、全ての女性が学校にも行かれない。日常生活ですらまともに営むことができないと言われております。これについてはどのように理解していますか、お伺いします。

秋間議長  
亀野町長職務代理者

町長職務代理者。

昨年6月に国の重要課題や施策の方向性を示す方針、経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針に生理の貧困への対策が初めて明記されたところがございます。具体的な内容を示した女性活躍・男女共同参画の重点方針2021では、生理の貧困を健康や尊厳に関わる重要な課題だと指摘しております。

生理は命をつなぐ上で欠かせない自然な生理現象で、それを女性は

担って来ております。そのためにも、生理用品が買えない人への公的支援の仕組みをつくるなど、そして税や法律の不平等を変えていかなければならないと認識をしているところでございます。また、教育現場では、感情が芽生える前に体の自然な現象として教えることもまた大切だと考えてございます。ジェンダーの問題にとどまらないかもしれないかもしれませんが、自分事と捉え、当事者の人たちに共感できるよう、新町長と改めて検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

秋間議長 再質問あれば許します。6番、清水議員。

清水議員 ありがとうございます。生理の貧困というのは、経済的貧困だけが原因ではありません。配偶者からのDV、保護者によるネグレクト、父子家庭の場合、父親からの理解が得られないなどによって入手できない。また、羞恥心から購入することが難しいというようなケースもあります。残念なことに日本の社会では恥ずかしいことという誤った認識が定着しています。女性の生理は人類が子孫を残すための必要不可欠な生理現象であるにもかかわらずであります。本当の意味でのジェンダー平等を実現するためにも、女性の生理の問題を解決する必要が重要だと考えますが、どのように考えているか伺います。

秋間議長 町長職務代理者、答弁願います。

亀野 それでは、お答えをいたします。

町長職務代理者 ジェンダー平等の問題と男女共同参画、それぞれ共通する問題でございます。先ほども答えましたが、それは私どもも清水議員のおっしゃるとおり認識をしているところでございますので、今回答弁にも書きましたが、それ以上に女性の人権というものが重要視されている時代でございますので、それも含めて今後いろんな対応が求められると思いますので、私も真摯にその部分は受け止めて対応してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

秋間議長 再質問あれば許します。清水議員。

清水議員 ありがとうございます。生理の貧困の根絶は、先ほども申しましたように、単に生理用品を購入することが困難な女性に生理用品を配布するだけでは済まない問題であります。私は、男性に対しても女性の生理への認識をオープンにし、活発な議論と生理に対する認識を正しい方向に導くことが必要だと考えます。そういう方向でぜひ取り組みを進めていただくことを切望いたしまして、私の質問を終わります。

秋間議長 以上で清水秀雄議員の質問を終わります。

伊藤議員 質問順位2番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員 それでは、許可をいただきましたので、土幌町長職務代理者総務企画課長にご質問させていただきたいと思っております。

町職員の自主研修制度の実施状況と成果について。土幌町職員の自主研修要綱が平成27年8月26日付で制定されております。この制度は、

職員自らが意欲と課題を持って行う自主研修に対してその活動を援助することにより、町行政の活性化を図ることを目的としております。研修を実施するに当たり、期間は5日間、旅費は12万円を上限として支給することになっております。研修内容は、地方公務員として必要な知識、技能、資質、まちづくりに対する提案制度について研さん及び先進事例の調査を図る自主的な国内研修であります。全職員がこの制度を活用してスキルアップする極めて有効な制度と考えます。この制度が制定されてから7年が経過しますが、これまでの実施状況と成果についてお伺いいたします。

秋間議長  
亀野  
町長職務  
代理者

答弁を求めます。町長職務代理者、登壇願います。

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

地方自治の基本的な役割は、住民の福祉の増進を図ることであり、本町においても町民一人一人が土幌町に住んでよかったと実感できるまちづくりのため、様々な目標を掲げ、その実現に向け、町民ニーズや地域の特性を生かした事業等に取り組んでいます。しかしながら、コロナ禍での変化の激しい時代にあっては、今まで以上に町民に対する責務を的確に果たし、継続的に高い成果を上げることである強い組織が必要となるため、その構成員である職員一人一人がその資質、能力、意欲を十二分に発揮し、成果を上げることが求められております。こうしたことから、本町の経営資源として重要な財産である職員を組織として育成し、本町の発展と町民の幸せに貢献していくことを目的とし、人材育成に取り組んでいるところでございます。

今回のご質問の土幌町職員の自主研修制度は、まちづくりについて自主的に研修する職員グループの活動に対し、1人当たり12万円を上限として旅費を支援し、職員自らの学びを創出し、自己啓発及び改革意欲の高揚を図るとともに、新たな政策提案を導き出し、町政運営に反映させることを目的として平成27年度に創設したものでございます。これまでの自主研修の実績でございますが、職員の意識改革及び資質向上を図るためには有益な制度と考えているところでございますが、いまだ制度を活用いただけていないのが現状でございます。

このような中、自らの学び、一言で言うと自己啓発ですが、自分自身の興味のある分野、事柄、また足りない能力等を自分自身の責任により研究していくと理解しておりますが、学びの結果をどのように生かされていくことが効果的なのか、無論自己責任により取り組むものですが、研究活動等に参加する者にとって自主研修、研究はその成果が実際の施策等に生かされれば、その喜びもひとしおであり、さらなる目標への活動の励みとなると信じております。自らの学びのきっかけは、日々の生活の中にある課題、危機感をどのように見つけ、共有することが必要と考えております。今後においても職員の知識、能力、経験を最大限に生かし、プロフェッショナルな職員の人材育成に

秋間議長 伊藤議員	<p>向け、基本研修、実務研修、派遣研修等を実施しながら、職員が利用しやすい自主研修の制度となるよう、また引き続き制度の目的を達成できるよう、職員の理解も含め、制度の見直しや周知等を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。</p> <p>再質問あれば許します。5番、伊藤議員。</p>
秋間議長 亀野 町長職務 代理者	<p>この自主研修制度の目的を理解し、ご回答いただきました。ありがとうございます。しかし、制度を活用した実績がないとのことであり、大変残念な結果であります。自主研修制度が活用されないのにはどこに原因があるとお考えでしょうか。</p> <p>町長職務代理者、答弁求めます。</p> <p>実績がない原因の一つとして考えられるのは、本町の職員は幾つもの業務を兼務しながら日々業務に当たっており、なかなか業務が多忙でございます。また、令和2年度、年次有給休暇の利用状況を見ますと消化率25.3%と低く、思うように利用できていないのが現状でございます。このような中で自主研修に充てる時間的心の余裕が生まれないのでと懸念をしているところでございますが、今後はこのような点も踏まえ、研修制度については周知も含め、利用いただけるよう努めてまいりたいと存じます。</p>
秋間議長 伊藤議員	<p>再質問あれば許します。5番、伊藤議員。</p> <p>私は、この原因の一つとして職場の風土があるのではないかと思います。特に職場の人間関係が大きく影響しているのではないかと考えます。通常の業務研修は指揮命令によって実施されますが、この自主研修制度は自分の自由な発想で実施することができるわけです。この要領にも、所属長は業務に支障のない限り、研修に参加する機会を与えなければならないと明記されておりますが、業務に支障のないということは、多少でもあると思うわけです。ですから、仕事が忙しいという今回回答もありましたが、そこを参加者への配慮が必要ではないかと考えるわけです。5日間職場を離れるわけですから、所属長は君の仕事はその部署で全員でカバーするから、安心して行ってきなさいという相手を思いやる対策が必要でないかと考えるわけです。また、行った方は、職場のみんなに感謝もしますし、もちろん自分の職場の中で研修参加するほかの職員がいれば、今度は自分が助けると、カバーするという気持ちになると思うわけです。所属長は、もちろんそういう配慮を行っていただきたいわけですが、まずは所属長自ら率先垂範してこの研修に参加すべきではないかと考えます。このような職場のお互いさまの人間関係の理解が深まってこそ実施されるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
秋間議長 亀野	<p>町長職務代理者、答弁求めます。</p> <p>今伊藤議員がおっしゃいましたご意見も含めまして、今後課長全般</p>

町長職務 代理者	に研修を受けてもらうことと、また課内各職場の体制づくりにつきましても配慮を尽くし、全ての職員が研修に参加できるよう努めてまいりたいと存じます。
秋間議長 伊藤議員	再質問あれば許します。5番、伊藤議員。 この制度は、前小林町長の晩年期に制定されました。職員に対する期待の大きさが伝わってまいります。先ほどの回答の中にありました。ちょっと読みます。研修活動に参加する者にとって、自主研修、研究はその成果が実際の施策等に生かされればその喜びもひとしおであり、さらなる目標への活動の励みとなると信じております。この制度の実績がないにもかかわらず、この回答は私は非常に感銘いたしました。ぜひこのようになるように実施していただきたいと思うわけがあります。
秋間議長	活気あるまちづくりの第一歩は、役場の職員が元気で活発であることです。小林町長のご遺志に報いるためにも、この制度の目的をしっかりと理解し、全職員が自主研修制度に参加して、やがてこの中から将来この町のかじ取りとなる人材が数多く育つことを期待して、質問を終わります。
秋間議長	以上で伊藤議員の質問を終わります。
大西議員	質問順位3番、大西米明議員。 それでは、教育長に対しまして教育現場における新型コロナウイルス感染症への対応についてお聞きします。
秋間議長 土屋 教育長	新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いオミクロン株に置き換わったことで感染者数が急増し、第6波を迎えている現状であります。町内の教育現場においても感染が広がりを見せていることから、学校や子供たちへの感染拡大防止に向けた対応を伺います。 答弁を求めます。教育長。 大西議員のご質問にお答えをいたします。 新型コロナウイルスについては、昨年未から全国でもオミクロン株に置き換わり始め、従来の株と比較して感染力が強いことから、感染者数が急増し始め、本町においても1月下旬以降感染者が増加しております。町内の学校については、2月上旬に中央中学校で生徒1名の感染者が発生して以降、昨日までの間に土幌小で児童19名、教職員2名、中土幌小で教職員1名、中央中で生徒4名、高等学校で生徒1名の発生が確認されております。1月下旬に北海道がまん延防止等重点措置の適用を受けて以降、学校を含めた各事業所で発生した場合について、それぞれの事業者において感染の疑いがある者の指定等を道から示された基準に従い調査、判定をすることとなったことから、発症者が出た場合はこれらの判定を行った上で、さらに感染拡大のおそれがある場合には学級閉鎖や学年閉鎖、学校閉鎖の措置を取ることとし、土幌小学校については1年生、4年生の学年閉鎖に引き続き、2月22

日から27日までの間、学校閉鎖の措置を取り、さらに同じ士幌小学校の3年生については3月7日、8日を学年閉鎖とし、感染拡大防止に努めているところであります。

いずれにいたしましても、感染を拡大させないためには、校内の消毒、手洗い、うがい等従来からの感染予防と併せ、本人、家族が体調不良の場合は登校しない等、家庭、保護者の協力が不可欠であり、今後とも連携を図りながら感染の拡大防止に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、大西委員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
大西議員

再質問があれば許します。3番、大西議員。

今答弁にありましたように、学校内で感染者が出ることによって、国、道から、文科省からも来ている範囲で学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖という基準が来ていると思うのです。それに合わせて学校閉鎖や何かしてきたのだと思いますが、その内容、学級で何人になったら学級閉鎖なのか、学年閉鎖なのか、その基準があれば教えてください。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長、答弁求めます。

先ほど回答しましたとおり、これは理由としては保健所の業務が逼迫をしているという理由が一番の理由でございますが、1月下旬以降、各学校での感染の判定という形になっております。インフルエンザと違いまして、例えば学級の何名、何割が感染したら学級閉鎖にするというような明確な基準にはなっておりませんが、一定線の基準に基づいて実施をしております。

細かい基準については、教育課長のほうから説明をさせていただきます。

秋間議長  
小野寺  
教育課長

教育課長。

教育課長、小野寺から回答させていただきます。

ただいま教育長が答弁した中で、ガイドラインに基づいてということですが、まず1つは同一の学級において複数の児童ですとか生徒の陽性が判明した場合、それと2番目には陽性者が1人であっても周囲に未診断、または風邪症状等を有する者が複数いる場合、3つ目ですが、1名の陽性者が判明し、それぞれ学校の濃厚接触に当たるような子のリストアップをするわけですが、その基準に該当する児童生徒が複数存在する場合においては学級閉鎖を行うという基準になっております。それに伴って、学年閉鎖等も複数の学級というのは士幌小学校、中学校ですが、複数にまたがってそのような感染の児童生徒が広がっている可能性があれば、学年閉鎖とする。学校閉鎖につきましては、そのような形でそれぞれの複数の学年において陽性者が発生した場合、校内での広がりが可能性が高いと判断した場合には学校全体を止めるという判断になっております。

以上です。



秋間議長 大西議員	再質問あれば許します。3番、大西議員。 よく分かりました。感染者が出たときに隔離するような状態ですから、学校閉鎖とか学級閉鎖というのは、それが一番適切なのかなとは思いますが、今初めの教育長の答弁の中では学校の消毒、手洗い、うがい等従来からの感染予防をしていくと。だから、言ってみれば手洗い、マスクというのが基準になってくるのだと思いますが、学校でそれしか予防の方法はないのかどうかお聞きします。
秋間議長 土屋 教育長	教育長。 現状これ以上の感染の防止策が学校としてもなかなか見当たらないというのが実態です。今回の道が示している判定基準の中にも、やはり一番重要な部分としては陽性者がマスクをしていたか、していないか。ここの基準が非常に重要な点になっておりますので、その辺については十分学校とも協議をしながら、その辺の判定基準として見ていきたいと考えておりますし、そう考えるとやはり基本的なマスクの着用、手洗いというのが一番重要な感染予防対策だと考えているところでございます。
秋間議長 大西議員	3番、大西議員。 いずれにしても手洗いやマスクが基本になるということですが、今学校でマスクをしていない子供なんて多分いないと思います。それでもこれだけ感染が出ていると。それで、答弁の中でも本人、家族が体調不良の場合は登校しないようにという通達を出すということですが、本人、家族の体調が悪いという判断を言ってみれば家族がしなければならぬと思うのです。だから、その判断を家族でできるのか。どういう方法でその判断。熱が出ているとか、咳をしているだけで判断するのか。そうなると、風邪なのかコロナなのか分かりませんよね。だから、その辺をどういうふうな形でしているのか、ちょっとお聞きします。
秋間議長 土屋 教育長	教育長。 学校のほうからは、ご家族に対して、例えば毎朝登校前の検温だとか、ご家族も含めてですが、検温だとか、風邪症状がないかどうかということについては、今まで数回にわたり、文書またはマ・メール等を使いながらお願いをしているところでございます。症状がある場合については、取りあえず一回まず病院を受診していただいて、PCR検査を受けて、もしくは抗原検査を受けていただくというような形で、陰性であれば風邪症状収まれば学校に来ていただいても全然構わないのですが、そのようなお願いをこの間、新型コロナが発生して以降は約2年間の間随時お願いをしているというような状況でございます。
秋間議長 大西議員	3番、大西議員。 土幌町は町立病院がありますが、発熱外来がないので、PCR検査するとしても音更、帯広の病院に行かないとならない。そうなると結

構な日数がかかってしまうのです。検査してもすぐその場で分かりませんから、やっぱり1日なり2日なりたつと。今のオミクロン株は、大体4日ぐらいで終わってしまうのです。ですから、PCR検査に行っても、分かった頃にはもう終わってしまっているということになってしまうと、学校にその間来ていたりなんかするのか。来ないようにしていると思うから、いいのですが、それよりは抗原検査キットが昨年の議会のときに30個国から配付されていると、それをどのように使っているのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長。  
昨年末に道教委から配付された抗原キットの関係ですが、最終的に50回分のキットが本町に来ております。実際に使った分としては、1月の下旬に長野県のほうで開催をされた全国中学スケートに参加した生徒並びに引率の教員について、帰ってきてから一応3日間の自宅待機をお願いしたのですが、3日目にその抗原キットを使って検査をしていただき、陰性の確認をしてから登校していただいたというような形で使用させていただいております。なお、このキットではありませんが、昨年の小中学校の修学旅行の際については町で用意したキットを使用して、帰宅後検査をしていただいてから登校というような形を取っております。ただ、いずれにしても個数が限られておりますので、ある程度そういった使用目的を限定して使わざるを得ないのか考えております。

以上です。

秋間議長  
大西議員

3番、大西議員。  
今答弁がありましたように、昨年の修学旅行のとき、札幌、函館でしたか、コロナの発生が盛んなところに行くということで父兄がえらい心配していて、どうしたらいい、PCR検査したいのだがという話あったが、それは町としても金もかかると、抗原検査でどうだということで抗原検査をやっていただいて、誰も感染者いなかったということだったのですが、いずれにしても50個来たものを大分使ってしまったのだと思いますが、町としてある程度配付するというのも、みんなにやっても大変だと思いますが、ある程度学校にストックしておいて、すぐそういうものを使って検査ができれば、今のオミクロンならすぐ分かって、5日間なら5日間学校を休んでもらうという方法が取りやすいのではないかと。

前の抗原キットは、看護師が使うもので、結構痛かったりなんかして大変だったのですが、今出ているものは普通の人でも簡単に使えるキットだそうですから、町長いないので、教育長が買いますよと答弁するのはどうかなと思うのですが、いずれにしても新しい町長に、その辺は多分言っただけならば100個なら100個、学校でストックしておくという。だから、本来は保健福祉課が持っていればいいのかもし

れませんが、学校内というのは教育委員会が一番接するのが多いので、そこで持つのが一番ベターだと思うのですが、その辺もちょっと検討してほしいのですが、どうですか。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長。  
先ほども申し上げましたが、何でもかんでもというわけにいかないと思いますので、まずこういったケースの場合にはこれを使いましょうというようなある程度の基準を教育委員会としても検討しながら、あとは予算的な問題もありますので、新町長とも協議をしながら配置については検討させていただきたいと思います。

秋間議長  
大西議員

3番、大西議員。  
それから、保健所が大変混み合っているということで、濃厚接触者を学校である程度見て濃厚接触者を決めているみたいですが、それはどういう手順で、今小学校、中学校いっぱい出ていますが、我々が単純に見れば、学校の中で教室にいたら濃厚接触者にならないのかなという心配はあるのですが、それを学校の先生方が濃厚接触者をチェックするのは簡単なのですか。できるのですか、それが。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長。  
細かい基準については、この後教育課長のほうから説明をさせますが、ある程度の基準に従ってということになっております。難しいか、簡単かという話になりますと、先生も四六時中児童生徒を見ているわけでは、どうして休み時間とか見ていない時間もございますので、基本的には聞き取りという形になるかと思いますが、ある程度それで判定はできるのかなと思っています。

秋間議長  
小野寺  
教育課長

細かい判定基準については、教育課長のほうから説明させます。  
教育課長。  
教育課長、小野寺のほうから回答させていただきます。  
校内での接触に伴う判定基準ですが、まずはマスクをしているか、していないか、そこから始まります。陽性になった児童または生徒、教職員がマスクをしていなかった場合については、同じクラスの中でマスクをしていない児童生徒、教職員がいれば、そこはリストアップされます。陽性者と同じテーブルで食事をした児童という項目もあるのですが、基本学校ではテーブルをくっつけたり向かい合わせにして給食等は取っていませんので、一方向を向いて間隔を取って給食を取っていますので、給食内では基本的にはないという学校の判断もしているところでは。それと、陽性者と特に仲いい児童をどのように特定するかといったところは、先ほど教育長も言ったように、休み時間ですとか、そういったところは聞き取りも含めて学校で行うようにしております。それと、陽性者と換気の悪い環境で長時間いたか、いないかといったところが一つのマスクをしていなかった場合の判定基準になっております。

一方で、陽性者がマスクをしていた場合、一緒にいた児童生徒、教職員がマスクをしていなかった場合や長時間にわたってしていなかった場合にはリストに上げます。それと、陽性者と同じテーブルで食事をした。それについては、先ほども同じような見解ですが、食事のときにはマスク外しますので、そのときの給食指導をしておりますので、そういうことは学校では基本的にはないという判断をしております。それと、それ以外で陽性者と結局密になっている児童をどういうふうに特定するかといったところで、それぞれ聞き取り調査をした上で判断をしているところであります。

以上です。

秋間議長  
大西議員

3番、大西議員。

今話を聞いていると、何十人か子供が感染している中で、濃厚接触者が土幌町ではいなかったと理解してよろしいですね。

それで、濃厚接触者がいないといいつつも、感染した子供が家庭で今自宅待機みたいな形で治療しているのですが、自宅にいても薬らしい薬もない。それで、4日か5日たつと自然に治るということで、自宅にいるのですが、そうすると子供ですから、どうしても家庭内の保護者が一緒にいると思うのです。それで、子供から親にうつったり、保護者にうつって、それが広がっているというのも現状だと思うのです。それで、子供が自宅にいても、食事は部屋にいて、部屋の前に持って行って届けて、あとは出てくるのでないよ。トイレ使ったら、あと清掃したりとかと、それはなかなか普通の家庭ではできないと思うのです。この間教育長といろいろ話をした中では、そういう家庭もありますよということですが、一般的にはなかなかそれはできないと思うのです。そのために、学校側としてもできる、できないは別としても、こういう基準でやってくださいというような、保護者にそういうものをマニュアルか何かを作って出すことが少しでも保護者なんかには感染しない理由になるのかなと思います。そんな対策はしているのですか。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長。

学校なり教育委員会として家庭に対して、そこら辺のマニュアルまで作ってということは、実際にはしておりません。これはなかなか難しい部分というか、家庭内の感染になると保健所が濃厚接触の判断をその家庭についてはするということになりますので、保健所からそのようないろんな感染対策に対する指導は恐らく家庭に対してはあるのかなと思っています。その辺の区分がなかなか我々も難しいところで、どこまで踏み込めるのかというのは難しいところはあるのですが、一応そういう区分けになっているということでご理解いただければと思います。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員 本来この質問も保健福祉課にすればいいのですが、今はこういう状態ですから、どうしても教育委員会にしなければならない。ですから、いずれにしても今この状態で小学校、中学校、高校で多くの子供たちが、重症化はしないとしてもオミクロン株のコロナ感染しているということですから、区分は別としても、やはり学校で一番保護者と接触する機会が、保健福祉課よりは多いと思うのです。ですから、保健所がやるのだ、本当は濃厚接触者も保健所がやるのですが、忙しくてできないから先生方がやっているように、土幌町のコロナの感染者を減らすためにはその辺をきちっとやったほうが私はいいと思うのです。だから、これは保健所がやればいい、保健福祉課がやればいいという話ではなく、町民のためにどうするかということを考えていただきたいと思います。

それで、今11歳から5歳までのワクチン接種が、今日帯広辺りで始まっていますが、ワクチン接種が土幌ではできないので、音更とか帯広の病院に行くということですが、ワクチンを打つことがメリットもあるし、デメリットもあるが、親にしてみれば打ちたいという人と、副反応が分からないので様子見という、両方にあるのだと思うのです。ですから、きちっと説明をしなければ、保護者も大変だと思うのです。打っていいか、子供自体に判断すれといっても、11歳以下の子供たちが打ちたいだとかとなかなか言わないと思うのです。ですから、その辺を教育委員会は、ワクチンだから保健福祉課のほうで言うのか、教育委員会として父兄に対してはある程度きちっとした認識を持たせるような、ワクチンに対してそういう説明をするのか、その辺は教育長、どうします。

秋間議長 教育長。

土屋教育長 5歳からというと小学生就学前の子から、こども園、保育所とかにいる子も関係してくるのかなと思います。土幌町については、昨日3月7日から北部3町合同で5歳から11歳のワクチン接種開始されているとお聞きをしております。教育委員会としてどうするかということなのですが、それぞれの家庭の考え方もございますので、私どもとしては必ず打ってくださいとかいう強制的なことはなかなか言えない。ただ、その必要性だとか、その辺については教育委員会としてもPRというか、そういうことは可能かなと思いますので、保健福祉課のほうと協議をさせていただきながら、学校を通じてそういったPRも含めて今後検討していきたいと思います。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 なかなか保護者に必要な知識が来ない、保健福祉課はたくさん持っていると思うのです、知識を。だから、その辺を教育委員会と共有しながら父兄の方にPRしながら、受ける、受けないはその家庭の自由だと思うのです。そこで問題になってくるのは、打った人、打たない

人が出てくるわけですね、両方が。その中で同調圧力がかかってきて、みんな受けているのだが、あなた受けないのかなとか、そういうふうに差別の原因にならないかなと心配するのです。それは、その家庭によってはまだ打たないと、様子見だという方と、うちは早く打ってと。だから、努力義務をなくしたり、みんな接種をしようというのもやめていますから、厚労省は。だから、学校で一番そういう差別の原因にならないかなと思って心配していますが、ぜひそういうことのないように学校側できちんとしてほしいと思っていますが、どうですか。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長。  
12歳以上、中学生のときも同じような懸念はあったのですが、実際にはそういったことが起きていないということもありますし、学校として例えば12歳以上の方についてもワクチンを打ったか、打っていないとか、そういった確認は一切しないということに整理をさせていただいています。ですから、そういったことをしてしまうと今大西議員が言われたような心配も出てくるのかなと思いますが、ワクチン打った、打たないの話については、学校側としては特に児童生徒に確認をすとか、そういうことは一切しない中で、そういった差別が起きないような形は今後とも取っていきたいと思っています。

秋間議長  
大西議員

3番、大西議員。  
ぜひそういうことのないようにお願いしたいと思います。  
それと併せて、今学校閉鎖、学級閉鎖になってくると、昨年からです、学校が何か月も休んだりしながら、今オンライン授業をやっていると思いますが、どうしても今までの学校と違って、オンラインだけで教育がうまくいくのかなと思うのです。私が一番心配しているのは、数十年前ゆとり教育を入れたことによって、20年位たったら学力が落ちていると、ゆとり教育の中で。だから、今回コロナで学校閉鎖だとか学級閉鎖、そういうのがいろいろ出てきちゃうとどうしても何十年後に、10年なり15年たった頃に、やっぱりああいうときがあって、今の子供たちは少し教育レベルが落ちているねと言われられないような教育してほしいと思うのです。だから、オンライン、タブレットも端末をみんな持っていると思いますので、先生方によってもオンラインの教育が得意な人と得意でない人もいると思うのです。ですから、なるべく先生方も研修しながら、子供たちにそういう負い目を持たさないように教育してほしいと思います。

それと併せて、最後になりますが、今回オミクロンのBA. 2という新しい変異株が出てきました。これが今までのあれから見たら1日かそこら早く、2日ちよいで発症するということでもありますから、今の6波、今度7波にそれが入ってきた。ですから、5波、6波の今までの経験を生かして7波に対応するような対策を練ってもらわないと

		<p>学校が大変になっていくと思うので、教育委員会と保健福祉課が一緒になって子供たちを、ぜひ町内の子供たちを守っていただきたいと思います。</p> <p>終わります。</p>
	秋間議長	<p>以上で大西米明議員の質問を終わります。</p> <p>これで一般質問を終わります。</p> <p>ここで11時10分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時54分 休憩 午前11時10分 再開</p>
3・4 5・6 7・8 9・10	秋間議長	<p>それでは、休憩を解き会議を再開いたします。</p> <p>日程第3、議案第13号「令和4年度土幌町一般会計予算」</p> <p>日程第4、議案第14号「令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第5、議案第15号「令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」</p> <p>日程第6、議案第16号「令和4年度土幌町介護保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第7、議案第17号「令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計予算」</p> <p>日程第8、議案第18号「令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第9、議案第19号「令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第10、議案第20号「令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算」</p> <p>以上8件を一括議題といたします。</p> <p>お諮りします。ただいま議題としている議案第13号から議案第20号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会することに決定いたしました。

引き続きこの場において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれで散会いたします。

(午前 11 時 12 分)